

政令番号178 セレン及びその化合物

各都道府県での届出事業所以外からの「排出源別排出量/使用目的別使用量」（平成20年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量/使用量 (kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品等	農薬	農業用以外 殺虫剤	その他	
1	北海道							2.6E+2	262.3
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県							1.4E+2	139.9
6	山形県							8.2E+1	81.6
7	福島県							7.1E+2	705.4
8	茨城県							1.2E+2	116.6
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県							7.0E+1	70.0
15	新潟県								
16	富山県							5.8E+1	58.3
17	石川県							1.4E+2	139.9
18	福井県							1.4E+2	139.9
19	山梨県								
20	長野県							1.2E-1	0.1
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県							4.8E+2	478.0
24	三重県								
25	滋賀県								
26	京都府							1.0E+2	104.9
27	大阪府								
28	兵庫県							5.8E+1	58.3
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県							1.2E+2	116.6
33	岡山県							3.3E+1	32.8
34	広島県							1.8E+2	181.8
35	山口県							1.4E+2	137.0
36	徳島県							3.3E+2	326.5
37	香川県								
38	愛媛県							9.7E+1	97.1
39	高知県								
40	福岡県							6.0E+1	60.2
41	佐賀県								
42	長崎県							4.3E+2	431.4
43	熊本県							1.6E+2	163.2
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県							1.2E+2	124.1
	全国							4.0E+3	4,026.0